

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 岡山県
農業委員会名： 奈義町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	町掲示板に公示及び事務局窓口に掲示
改善措置	特になし
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	1週間から数か月
改善措置	他の事務との両立を図り、今後も迅速な作成に努める。

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	閲覧による
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 45件、うち許可 45件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類と農地基本台帳との照合、図面及び地籍簿・登記記載事項証明等の確認、申請者からの情報聞き取り、必要に応じた現地調査の実施。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	毎月1回農業委員会総会において審議。各事案ごとに農業委員及び事務局から事案の詳細説明を行い、許可基準に基づき審議している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	45件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録の作成及び窓口縦覧により実施			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	特になし			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 11件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類と農地基本台帳との照合、図面及び地籍簿・登記記載事項証明等の確認、申請者からの情報聞き取り、現地調査の実施。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	毎月1回農業委員会総会において審議。各事案ごとに農業委員及び事務局から事案の詳細説明を行い、許可基準に基づき審議している。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録の作成及び窓口縦覧により実施			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	特になし			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	11 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	11 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0 法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 836件 公表時期 平成28年 3月 情報の提供方法:事務局窓口での縦覧
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象賃貸借件数 471件 公表時期 平成28年 3月 情報の提供方法:事務局窓口での縦覧
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1,200ha 整備方法:電算処理システム データ更新:利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を実施し毎月更新。
	是正措置	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,195ha	20.5ha	1.72%
課 題	農地利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要。		

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0.7ha	140%

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		10月～12月	14人	1月	
	調査方法	○耕作放棄地解消に向けた取組 10月～12月 農地パトロール 町内全域を3班に分け、1筆毎に調査を実施			
活動実績	遊休農地への指導				
	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		随時	14人	1月	
	調査方法	○耕作放棄地解消に向けた取組 随時 農地パトロール			
	遊休農地への指導	実施時期:12月～3月	指導件数: 13件	指導面積: 1.0ha	指導対象者: 5人
	遊休農地である旨の通知	件数: 204件	面積: 20.3ha	対象者: 103人	
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人		
その他の取組状況	生産組合代表者と意見交換				

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標値には届かなかったが、各種制度の活用により耕作放棄地が解消された。
活動に対する評価の案	農家等による周知や、中山間地域等直接支払制度などの各種制度の活用、生産組合組織との連携により改善が図られるよう、周知や助言等を行う。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標値には届かなかったが、各種制度の活用により耕作放棄地が解消された。
活動に対する評価	農家等による周知や、中山間地域等直接支払制度などの各種制度の活用、生産組合組織との連携により改善が図られるよう、周知や助言等を行う。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	691戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	190戸	62経営	1法人	0団体
	農業生産法人数	11法人			
課 題	近年、農業従事者の減少・高齢化が急速に進むとともに、農畜産物価格の低迷、生産費の上昇等により各経営体は維持・拡大に非常に苦勞をしている。この現状に本町の農業が持続的な維持をなすためには、農業後継者の育成は勿論、新規就農者や集落営農組織など、多様な農業の担い手を確保・育成していく必要がある。引き続き、27年度においても、集落営農組織の設立、全地区における人・農地プランの作成などの事業の積極的な活用、推進を図る。				

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	— 法人	— 団体
実 績 ②	6経営	— 法人	— 団体
達成状況 (②/①×100)	300%	— %	— %

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員が日常の中で、農業者への周知・勧誘を行うとともに、情報収集を行い、町産業振興課と連携し、認定及び推進活動を実施。	—	—
活動実績	経営所得安定対策事業等の制度の周知により、個人5名、法人1組織の新規認定がなされた。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	制度説明や個別勧誘を継続した結果、目標を上回る実績が得られ、目標値は適当であった。	—	—
活動に対する評価の案	今後も継続して、人・農地プランの地域の中心となる経営体等へ制度の普及啓発を図る。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	制度説明や個別勧誘を継続した結果、目標を上回る実績が得られ、目標値は適当であった。	—	—
活動に対する評価	今後も継続して、人・農地プランの地域の中心となる経営体等へ制度の普及啓発を図る。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1,195ha	263.9ha
課 題	農業後継者の減少や高齢化等により、町内全域で所有者自ら耕作・管理することが困難な農地が増加している。特に、営農条件に恵まれない山間部等の地域においては耕作放棄地の増加が懸念されているところである。今後は、人・農地プランを活用して、地域の中心となる経営体へ利用集積を進めて、担い手の規模拡大や作業効率の向上を図る。		

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	36.3ha	726%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	○平成27年4月～平成28年3月(毎月) 農用地利用集積計画の審査 ○平成27年4月～平成28年3月(毎月) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定制度を農業者に周知 集落営農組織・担い手等への農地利用集積の斡旋
活動実績	○人・農地プランのすべての経営中心体に制度の周知、受け手としての申請を促すなど農地中間管理事業等を活用し、担い手への集積を進めた。 ○例月開催の農業委員会総会の場で、農用地利用計画の審査を行った。 ○農地相談の場において、随時制度の周知と地域の担い手への農地集積を案内した。また、農林業祭のイベントブースにおいて農地相談コーナーを設け、制度の周知に努めた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農地中間管理事業の積極的な活用により、担い手への農地集積を進めた。今後も人・農地プランを活用した農地集積を啓発する。
活動に対する評価の案	利用集積について継続した活動が必要。また今後の担い手確保対策が重要となる。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	農地中間管理事業の積極的な活用により、担い手への農地集積を進めた。今後も人・農地プランを活用した農地集積を啓発する。
活動に対する評価	利用集積について継続した活動が必要。また今後の担い手確保対策が重要となる。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
		1,195ha	0.62ha
課 題	農地を農地以外の用途へ転用する場合には、農地法による農業委員会の許可が必要であることを、農業者はもとより、広く町民に対して周知を行うとともに、違反転用が発生しないよう、年1回は農地パトロールを実施する。日常的な活動においても巡視活動を徹底する。		

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.3ha	0.0ha	0%

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	○転用事業者に対し、違反是正の意向等の聴き取りを行うとともに、追認許可等速やかに必要な措置を講じ、違法状態を解消するよう指導する。 ○違反転用の発見に向けた取組 農地パトロール(随時)
活動実績	○農家等からの転用相談に適切な指導を行った。 ○農地パトロールの実施(随時)

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	監視を強化した結果、違反転用の発見に至った。
活動に対する評価の案	農地転用制度の周知と未然防止が重要であり、規模等に関係なく啓発と適切な指導を行っていく。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	監視を強化した結果、違反転用の発見に至った。
活動に対する評価結果	農地転用制度の周知と未然防止が重要であり、規模等に関係なく啓発と適切な指導を行っていく。